

坂本連合町内会規約

(名称)

第1条 本会は、坂本連合町内会(以下本会という)と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所を坂本町2丁目28番地所在の連合町内会館に置く。

(構成)

第3条 本会は、坂本地域内の町内会、自治会(以下町内会という)をもって構成する。

(目的)

第4条 本会は、町内会相互の連絡を密にし、地域の活性化、地域社会の福祉、地域の伝統文化、体育、青少年育成等の推進及び行政との協働を目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 町内会活動における相互の情報交換
- (2) 必要事項についての連絡並びに協議
- (3) 共有財産の維持管理
- (4) 行政に対する提言
- (5) 神社運営に関する事項
- (6) その他目的達成に必要な事項

(役員)

第6条 本会の事業を執行するため、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 常任理事 8名(会長、副会長を含む)
- (4) 理事 56名以内
- (5) 会計 2名
- (6) 監事 2名
- (7) 部会長 7名

(役員を選出)

第7条 本会の役員を選出は、次の通りとする。

- (1) 常任理事は、町内会長を充てる。
- (2) 会長、副会長は、常任理事会において常任理事の互選により選出し、総会の承認を得る。
- (3) 部会長は、常任理事の互選により選出し、総会の承認を得る。
- (4) 理事は、町内会より選出された3名以上7名以内の者をもって充てる。
- (5) 会計は、理事の互選により選出し、会長が委嘱する。
- (6) 監事は、常任理事以外から選出し、会長が委嘱する。

(役員職務)

第8条 本会の役員職務は、次の通りとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 常任理事は、会の運営、各種事業の立案、執行に当たる。
- (4) 理事は、本会及び各種事業の円滑な運営を担う。
- (5) 会計は、会長の命を受け、会計面の事務処理に当たる。
- (6) 監事は、会計面を監査し、総会に報告する。
- (7) 各種事業をその種類にあわせて分別して部会とし、部会長には常任理事が就く。

(役員任期)

第9条 本会の役員任期は、次の通りとする。

- (1) 会長の任期は、原則として2期(4年)とし、再任を妨げない。
再任は、常任理事会に於いて、4分の3以上の議決により、
総会の承認を受けることとする。但し、1期(2年)を限度とする。
- (2) 役員任期は1期(2年)とし、再任を妨げない。
- (3) (1)、(2)において、補欠就任の場合は、残任期間とする。

(顧問)

第10条 本会に、顧問を置くことができる。

- (1) 顧問は連合町内会長経験者(3名以内)とし、会長がこれを委嘱する。
- (2) 顧問は、会長の諮問に応じて会議に出席し、意見を述べる事が出来る。

(会議)

第11条 本会の会議は、総会、常任理事会、理事会とし、会長は必要に応じ開催し、その議長となる。

- (1) 常任理事会は、会長、副会長、常任理事をもって構成し、議決は出席者の過半数の同意を必要とする。
- (2) 常任理事会には、必要に応じてオブザーバーの出席を求める事ができる。
但し、この場合のオブザーバーの議決権はないものとする。
- (3) 理事会は、会長、副会長、常任理事、理事をもって構成し、議決は、出席者の過半数の同意を必要とする。
- (4) 会議は、構成員の2分の1以上の出席がなければ、開催することができない。

(総会)

第12条 総会は、会長、副会長、常任理事、理事、会計、監事、各町氏子総代をもって構成する。

- 2 議長は会長が務める。
- 3 総会は、通常総会および臨時総会とする。
- 4 総会は、構成員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(総会の権限)

第13条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し、重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第14条 通常総会は事業年度終了後60日以内に開催する事とする。

- 2 臨時総会は、次に示す場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 構成員の5分の1以上から会議の目的を示して要求があったとき。
 - (3) 監事からの開催請求があったとき。

(資産、事業計画)

第15条 本会の資産は、次に掲げるもので構成される。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 町内会の所帯数に応じた分担金
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 活動に伴う収入
- (5) その他の収入

第16条 本会の資産は会長が管理し、その方法は、会長が常任理事会の承認を得て定める。

- 2 本会の資産で第15条第1号の資産を処分する場合は、総会において4分の3以上の議決を必要とする。

(事業年度)

第17条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画)

第18条 本会の事業計画は、毎事業年度ごとに会長が作成し、総会の承認を得なければならない。

(事業報告)

第19条 本会の事業報告は、毎事業年度ごとに会長が事業報告書を作成し、総会の承認を得なければならない。

(資金借入)

第20条 本会が資金の借入れをしようとするときは、総会において3分の2以上の承認を得なければならない。

(経費)

第21条 本会の経費は、次のものをもって充てる。

- (1) 町内会の所帯数に応じた分担金
- (2) 横須賀市から交付される補助金
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 寄付金
- (5) その他の収入

(会計年度)

第22条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(収支予算)

第23条 本会の収支予算は、毎会計年度ごとに会長が収支予算書を作成し、総会の承認を得なければならない。

- 2 会長は、総会において予算が承認されるまでの間は、前年度予算を基準として収入支出をすることができる。

(収支決算)

第24条 本会の収支決算は、毎会計年度ごとに会長が収支決算報告書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

(規約の変更)

第25条 本規約は、総会において3分の2以上の同意を得なければ変更することができない。

(解散、残余財産の処分)

第26条 本会は、破産、構成員の欠亡、総会の決議により、解散することがある。

- 2 総会の決議で解散する場合は、4分の3以上の同意を得なければならない。
- 3 解散時に存在する残余財産は、本会と類似の目的を有する団体に寄与する。

(委任)

第27条 この規約に定めていない事項については、常任理事会において主管する。

付則

- 1、この規約は、昭和29年6月20日から施行する。
- 2、この規約は、昭和51年4月1日から施行する。
- 3、この規約は、平成5年4月1日から施行する。
- 4、この規約は、平成8年4月6日から施行する。
- 5、この規約は、平成14年4月6日から施行する。
- 6、この規約は、平成18年6月6日から施行する。
- 7、この規約は、平成20年6月6日から施行する。
- 8、この規約は、平成22年6月6日から施行する。
- 9、この規約は、平成23年6月1日から施行する。
- 10、この規約は、平成29年5月6日から施行する。

坂本連合町内会弔慰金等内規

第1条 坂本連合町内会弔慰金等について、以下の通り定める。

1 役員、顧問死亡のとき

香典 ￥10,000

花輪 1基(生花に代えても可)

2 役員、顧問の配偶者及び同居の一親等が死亡のとき

香典 ￥5,000

花輪 1基(生花に代えても可)

3 役員、顧問が病気等のため、1ヶ月以上入院したとき

見舞金 ￥10,000

第2条 香典、見舞等の表名は、坂本連合町内会とする

第3条 この内規に定めなきものについては、必要に応じてその都度、常任理事会において定めるものとする。

第4条 役員、顧問が退任するときは、記念品の贈呈行うものとする。

但し、任期1年未満は、この限りではない。

記念品 ￥5,000 程度の品

平成29年5月6日施行規約について、総会における修正箇所

- 1 第6条の (3) 常任理事5名
→ 常任理事8名(会長、副会長含む)
- 2 第7条の (1) 会長、副会長、常任理事は、町内会長を充てる。
→ 常任理事は町内会長を充てる。
- 3 第16条の 3項 本会の経費は資産をもって充てる。
→ 3項全文削除
- 4 第27条 この規約に定めていない事項については、
常任理事会において主管する。
→ 第27条の頭に(委任)をいれる。

平成29年5月6日施行規約について、総会における修正箇所

- 1 第6条の (3) 常任理事5名
→ 常任理事8名(会長、副会長含む)
- 2 第7条の (1) 会長、副会長、常任理事は、町内会長を充てる。
→ 常任理事は町内会長を充てる。
- 3 第16条の 3項 本会の経費は資産をもって充てる。
→ 3項全文削除
- 4 第27条 この規約に定めていない事項については、
常任理事会において主管する。
→ 第27条の頭に(委任)をいれる。